

ろうきょう

発行/労働者供給事業関連労働組合協議会
(略称 労供労組協)

発行人/ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

労供労組協第26回総会開催される ～労働者供給事業法制定を方針に掲げる～

去る3月13日、労供
労組協第26回総会が、
10組合25名の参加の
も
と開催されました。

最初に伊藤彰信議長
から「急激な経済危機
の到来によって『派遣
切り』が横行し、失業
によって住居まで失う
事態も発生している。

このような雇用不安の
中でも労働者供給事業
を広めるとともに労供
労働者の雇用と生活を
守れる制度づくりをす
すめていかなければな
らない。」と挨拶があ
りました。

その後、横山南人事
務局長から、各組合の
労供事業および企業組
合スタッフフォーラム
での供給・派遣の事業
運営の状況、労働者派
遣事業適正運営協力員
会議、しごと情報ネッ
ト運営協議会や労働省
職業分類改訂委員会の
状況など、2008年
度の報告がありました。
また、2008年度
に新たな仲間として、
奈良ユニオンとユニオ
ンみえ(三重一般労働
組合)を迎えたとの報
告がありました。

では「労働者の権利の

【2009年度活動方針】

1. 主な活動課題

- (1) 労働者の権利の維持・拡大
- (2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展
- (3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

2. 他団体、行政との協力

- (1) NPO派遣労働ネットワーク、「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議や他の非正規労働者に関する運動体などと連携を強化して運動を進める。
- (2) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4. 運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役員会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

維持・拡大」の中に労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求めることが掲げられました。職安法四
四条で本来禁止されて
いる労働者供給事業、
労働者派遣事業、在籍
出向などは労働組合し
かできないものである
という職安法の原点に

帰って、労働者保護を
図る制度作りを検討し
ていくことにしました。
役員として新たに全
港湾書記長の松本耕三
さんが事務局次長に選
任されました。

また、今回の総会で
は、雇用情勢の悪化の
ため労供事業で働く組
合員、特に日雇労働者
の就労日数が激減し、
生活も逼迫する状況と
なってきたる事を鑑
み、この日雇労働者に
対する緊急対策として
「日雇雇用保険受給資
格の緊急緩和措置を求
め



める決議」(次ページ
に全文を掲載)を採択
しました。
なお、総会後の3月
18日に開催された衆議
院厚生労働委員会での
雇用保険法の一部改正
案の採択にあたり、全
港湾の働きかけで社民
党の阿部知子議員の提
案により付帯決議に日
雇雇用保険の受給資格
問題が盛り込まれ、
(「六・雇用情勢の急
激な悪化に伴い、日雇
労働者の求職活動が厳
しさを増していること
にかんがみ、日雇労働
求職者の受給要件の見
直しを含め、制度が活
用されるよう一層の周
知徹底を図ること。」
一～五は省略)同決議
は全会一致で採択され
ました。



厚生労働省職業安定局
需給調整事業課鈴木英二郎課長と懇談

労供労組協総会後の3月19日、厚生労働省にて、伊藤彰信議長をはじめ、労供労組協役員4名が厚生労働省職業安定局需給調整事業課の鈴木英二郎課長と懇談しました。

懇談に先立って労供労組協総会で決議した「日雇雇用保険受給資格の緊急緩和措置を求める決議」(下記)を渡してあったため、厚生労働省側は鈴木課長以外に雇用保険課の松岡宗寛適用係長ら3名も参加されました。

懇談では決議について、日雇雇用保険受給資格の緩和措置をお願いするとともに、この間の雇用情勢、労働者派遣や労供事業などの話をしました。日雇派遣や製造業等への派遣など、登録型派遣の問題について話が及ぶと、鈴木課長は労働者

派遣や労働者供給など、需給調整事業に関して根本的に仕組みを考え直さねばならないとの認識を示し、今年度には研究会を発足させる予定だと話されました。今期方針に掲げている「労働者供給事業法の制定を求める」運動を進めるにあたって、この労働省の研究会の動きにも注視していきたいと思えます。

全自交労連が労供労組協に加盟

前期には新たな仲間として、奈良ユニオンとユニオンみえ(三重一般労働組合)を迎えました。

今期は3月23日に全国自動車交通労働組合連合会(以下、全自交労連と記す)が労供労組協に加盟しました。全自交労連は、ハイヤー、タクシー、観光バス、自動車教習所に働く仲間組織している労働組合の全国組織

で、36の都道府県に地方連合会・地方本部が置かれ、総組合員数3万5千人を擁する連合会です。

労供事業については、全国6ヶ所に事業所があり、約500人の組合員が就労しています。全国の労供事業所数は約80ありますが、全自交労連の加入で、半数以上の労供事業所が労供労組協に加盟することになりました。

日雇雇用保険受給資格の緊急緩和措置を求める決議

米国発の住宅バブルの崩壊から金融危機に端を発した世界経済の急激な落ち込みは、今や実体経済も含め、あらゆる経済指標が示すように文字通り経済恐慌の様相を呈している。その荒波の中で、日本経済も輸出関連企業を中心に大きく損失をこうむり、急激な株価の下落と信用収縮によりGDPの前年比指数が12%減を越えるなど主要国でも最悪の落ち込みとなっている。雇用情勢は深刻である。すでに、内部留保で莫大な利益を溜め込んでいる大企業も含めて大量の派遣労働者や非正規労働者の切捨てが行なわれ、厚生労働省の調査でも16万人弱、民間の調査では40万人の非正規労働者が失業するといわれている。

その要因は、この間の労働分野における規制緩和であり、社会保障制度の改悪によってセーフティネットが崩壊していることである。

そうした中で、われわれの労供事業で働く組合員も、このような経済危機の荒波をまともに被っている。とりわけ、自動車運転手、港湾労働者、建設労働者などの日雇労働者の就労日数は激減し、生活できない状況になりつつある。

厚生労働省は、雇用調整助成金等の拡充、離職者住居支援給付金の創設など緊急雇用対策を打ち出しているが、日雇労働者に対する緊急対策は行われていない。日雇雇用保険の受給資格緩和などの緊急対策を行うべきである。また、職安行政が、小さな政府を標榜する行財政改革路線によって大幅に縮小され続けていることも、われわれを含めた地域の非正規雇用、日雇労働者の労働と生活破壊の遠因となっている。

われわれは、労働者供給事業で働く組合員の雇用を守るために全力をあげてたたかうとともに、日雇労働者に対する緊急対策として、以下の対策を求める。

- 新年度から向こう一年間、日雇雇用保険の受給資格取得に必要な印紙枚数を現行の26枚から20枚に削減すること。
- 職安、労働出張所の廃止政策を止め、日雇雇用保険の給付が速やかに行えるよう、職員を増員するなど、行政体制を拡充すること。

上記、決議する。

2009年3月13日

労働者供給事業関連労働組合協議会第26回総会